

2013年5月20日

米国財務会計基準審議会  
テクニカルディレクター  
ファイル参照番号 2013-220  
401 Merritt 7  
P.O. Box 5116  
Norwalk, CT 06856-5116

**会計基準更新書案「金融商品——全般（サブトピック 825-10）：  
金融資産及び金融負債の認識及び測定」に対するコメント**

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける米国財務会計基準審議会（FASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、会計基準更新書案「金融商品——全般（サブトピック 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

**全般的なコメント**

1. 我々は、FASB と国際会計基準審議会（IASB）（以下「両審議会」という。）が、各々の金融商品に関する分類及び測定モデルの主要な相違点を削減するために、共同作業を進めてきたことに敬意を表する。さらに、共同審議の結果、分類及び測定の要求事項の主要な部分について、コンバージェンスが達成に向かっていることを歓迎する。これは、金融商品の会計処理における国際的な比較可能性を向上させるという、両審議会の金融商品プロジェクトにおける従来からの目的に沿うものである。我々は、両審議会が引き続きそうした努力を継続することを期待する。
2. 我々は、FASB が、契約上のキャッシュ・フロー特性及び金融資産が管理されている事業モデルに応じて、当該資産を分類するアプローチを導入することを支持する。実効金利法の適用が適切な金融資産を識別しつつ、キャッシュ・フローの回収方法に応じて、当該資産の分類を決定することで、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上で有用な情報を提供すると考えられる。しかしながら我々は、契約上のキャッシュ・フロー特性に関して、さらに検討すべき論点もあると考えている。
3. 本公開草案は、契約上のキャッシュ・フロー特性の要件及び事業モデルの要件に従えば

FV-OCI で測定される金融資産について、無条件の公正価値オプションを提案している。しかしながら、公正価値オプションは、分類及び測定モデルの例外であるため、適用を認める場合でも、要件を設けて限定すべきと考えられる。

4. 我々は、一定の要件を満たす場合には混合金融資産を分離処理すべきであると考えている。分離処理により、ある商品が異なるリスク特性を有する要素で構成されているという経済的な実態をより忠実に表現することにつながると考えられる。この観点からは、混合金融商品が金融資産か金融負債かによって、異なる取扱いを行うべきではない。また、混合金融資産の分離処理を行うことにより、会計上のミスマッチの抑制にもつながると考えられる。
5. 最後に、資本性金融商品に対する投資の分類についてコメントする。日本では、公正価値の変動によって得られるキャピタル・ゲインを目的とせず、事業の遂行上、取引先との関係の構築及び維持のために保有し、事実上、売却が制限されるような資本性金融商品に対する投資が行われる場合がある。我々は、このような投資は、その再評価差額を当期純利益に認識しないことが適切であると考えている。これは、こうした投資に係る公正価値の変動は、投資の成果を測定するのに目的適格的ではないと考えているからである。
6. 我々は、米国の市場においては、前項に記載したような性格を有する投資が比較的少なく、資本性金融商品に対する投資の会計処理についての関心が相対的に小さいと認識している。しかし、米国会計基準を適用する企業の中には、複数の日本企業も含まれており、こうした企業においても、前項に記載したような性格を有する投資が多く保有されている。本公開草案の提案に従えば、当該投資は FV-NI で測定されることになるが、こうした取扱いは、上記のような投資の実態を表わさない可能性があり、その影響も小さくないものと考えられる。
7. また、IFRS 第 9 号「金融商品」には売買目的保有ではない資本性金融商品に対する投資を FV-OCI で測定する区分<sup>1</sup>が認められているため、会計基準の枠組みにおける国際的な比較可能性を確保する観点も踏まえ、FASB が、米国会計基準においても、資本性金融商品に対する投資に関する取扱いについて引き続き検討を行うことを期待する。

## **各質問に対するコメント**

本公開草案で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、以下のとおりである。

**質問 4：本修正提案は、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に関する原則を適切に伝えて**

<sup>1</sup> IFRS 第 9 号では、当該区分についてリサイクリングを禁止しているが、我々は、リサイクリングが必要であると考えている。

いるか。そうでない場合、理由は何か。代わりにどのような提案をするか。

**質問 6:** 本修正提案は、キャッシュ・フロー特性の評価の適用に関する十分な適用ガイダンス及び設例を含んでいるか。そうでない場合、理由は何か。

**質問 7:** 元本と利息との間の経済的関係を改変する契約条件を有する金融資産（825-10-55-17 項から 55-20 項参照）は、含んでいるキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであると考えるべきか。これは、契約上のキャッシュ・フローが、825-10-55-19 項で述べているベンチマークのキャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえない可能性がある場合（又は重大でない可能性がある場合）に、かつ、その場合にのみ、当てはまるものとするべきか。そうでない場合、理由は何か。代わりにどのような提案をするか。

**質問 8:** 本修正提案は、改変された経済的関係の評価について、825-10-55-17 項から 55-20 項において十分な適用ガイダンスを記載しているか。そうでない場合、理由は何か。

8. 我々は、償却原価で測定される金融商品に対して実効金利法を用いることの目的は、関連する期間に利息収益又は利息費用を適切に割り当てることであり、もし、利息が貨幣の時間価値及び金融資産の発行者や金融資産自体に付随する信用リスクへの対価を表さないのであれば、実効金利法は適切な方法ではないとする、契約上のキャッシュ・フロー特性の背景にある考え方をおおむね妥当であると考えている。したがって、FASB が、契約上のキャッシュ・フロー特性の概念を導入するという本公開草案の提案に同意する。本公開草案は、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に関する原則を適切に伝えていると考える。
9. さらに、一定の金利の改定やレバレッジが存在する場合など、貨幣の時間価値の経済的概念と必ずしも整合しない特定の市場における市場規範が存在したとしても、契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たす場合があることを明確化する提案にも同意する。これにより、金融資産の適切な分類を通じた有用な財務情報の提供に資するものと考えられる。
10. 我々は、しかしながら、以下の点について明確化及び再検討を求めたい。

(「重大でないとはいえない」と「重要性がある」との区別)

11. 我々は、本公開草案では、単に一般的な重要性(materiality)の概念に依拠するのではなく、改変された経済的関係の評価には、あえて「重大でないとはいえない(more than insignificant)」の用語が使用されていると理解している。両審議会の審議過程においても、改変された経済的関係の評価は、一般的な重要性よりも多少寛容なレベルで判断される旨の示唆がなされていたと我々は認識している。しかしながら、本公開草案ではその旨の記載がなされていない。したがって我々は、その旨を適用指針に記載して FASB の意図を明確に示すことを提案する。それにより、実務上の適用に資すると考えられる。

(「改変された経済的関係」の概念の不明確さに起因する懸念)

12. 本公開草案の提案を前提とすると、契約上のキャッシュ・フロー特性は、以下の(a)と(b)のプロセスで評価されると考えられる。
- (a) 元本と貨幣の時間価値及び信用リスク(3要素)と関連のない支払が含まれているかどうかを評価する。関連のない支払が含まれている場合、契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たさない。
  - (b) 3要素と関連のない支払が含まれていない場合、それらの経済的関係が改変されているかどうかを評価する。
    - (b-1) 経済的関係が改変されていない場合、契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たす。
    - (b-2) 経済的関係が改変されている場合、ベンチマーク・キャッシュ・フローと比較して改変の程度が重大でないとはいえないかどうかを評価する。改変の程度が重大でないとはいえなくなる可能性がある場合、契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たさない。
13. 本公開草案では、金利改定の頻度が当該金利の対象期間と一致しない金利改定の要素やレバレッジが存在する場合を改変された経済的関係と呼んではいるが、改変された経済的関係自体の基礎となる考え方の説明はなされていない。(b-2)において、3要素の経済的関係が「改変されている」ということは、すでに貨幣の時間価値や信用リスクを表わしていないとみなすことも可能であるため、(a)における「3要素に関連しない」と概念的に区別することは、難しいと考えられる。
14. 上記の理由により、(a)と(b)に評価プロセスを分けることは、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価を複雑化し、かつ不整合であるように見受けられる可能性もある。さらに、3要素と関連しない支払かどうかの判断が困難な場合(契約上のキャッシュ・フローに手数料<sup>2</sup>が含まれている場合等)に、どのように評価すべきか不明確である。したがって我々は、FASBが、上記の懸念を緩和するアプローチを模索することを期待する。
15. 例えば、3要素と関連のない支払が含まれているかどうかを評価するために、(a)と(b)を統合する<sup>3</sup>ことでプロセスの簡素化を図ることも、考え得る選択肢の1つかもしいない(すなわち、本公開草案が改変された経済的関係の評価で捕捉することを意図していた金利改

---

<sup>2</sup> 取引に係る手数料や事務費等が含まれる場合がある。

<sup>3</sup> 我々は、統合された評価プロセスの下では、3要素以外の要素が重大でないとして評価される場合、その要素を含む金融資産はFV-NI以外の区分に適切となり得ることを認識している。

定の要素やレバレッジも一緒に評価されることになる)。この場合、契約上のキャッシュ・フローが元本と貨幣の時間価値及び信用リスクと関連のない支払を含むかどうかを、契約上のキャッシュ・フローが、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえない(more than insignificantly different)ものとなる可能性があるかどうかで評価することとなる<sup>4</sup>。

*(改変された経済的関係の具体的な評価手法)*

16. 本公開草案では、改変された経済的関係の評価は、可能性のあるすべてのシナリオではなく、合理的に考え得るシナリオのみを考慮して、金融資産の当初認識時に行うことが提案されている。しかしながら、その評価の具体的な手法は明示されていない。
17. 我々は、評価の具体的な手法の例を適用指針に例示すべきであると考えている。それにより、適用上の混乱を防止することが期待できる。適切な手法は、商品の特徴により異なる可能性はあるが、例としては、利息期間ごとのベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違を別個に比較して評価する方法や、金融資産の契約期間通算でベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違を比較して評価する方法などが考えられる。

*(信用リスクの意味するもの)*

18. 本公開草案上、信用リスクの意味は定義されていない。さらに、FASB の会計基準コード化体系の用語集においては、ヘッジ会計におけるヘッジ対象の目的上の定義が行われているだけであり、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価上、信用リスクが何を意味するのか必ずしも明確でない。
19. 一方、IFRS 第7号「金融商品：開示」の付録Aにおいて、信用リスクとは、「金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他の当事者が財務的損失を被ることとなるリスク」と定義されている。契約上のキャッシュ・フロー特性の評価は、FASB と IASB でおおむね一致していることから、IFRS における信用リスクの意味についてコメントすることは、FASB にとっても関連性があると考えている。
20. 我々は、信用リスクには、場合により、債務者の返済原資を生み出すプロジェクトの成否に関連するリスク（ここでは、プロジェクトリスク<sup>5</sup>と呼ぶ。）や担保資産の価格変動リス

---

<sup>4</sup> この場合、すべての金融資産が例外なくベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較を要求されることになるとの懸念が生じるが、金融資産の契約上のキャッシュ・フローに3要素と関連のない支払が含まれないことが明らかである場合には、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較を行う必要はないことを前提条件とすることにより、そのような実務上の問題を回避することができると考えている。

<sup>5</sup> 我々のコメントレターでは、主に大規模なインフラ整備や資源開発等に利用されるプロジェクトファイナンスにおけるプロジェクトリスクを念頭に置いている。我々は、プロジェクトファイナ

クが潜在的に含まれるということを確認したい。

21. IFRS 第 9 号の B4. 1. 16 項では、債権者の請求権が債務者の特定の資産又は特定の資産からのキャッシュ・フローに限定されている場合（例えば、「ノンリコース」の金融資産）は、契約上のキャッシュ・フロー特性の条件を満たさない可能性があるとしてされており、ローンがプロジェクトリスクや担保資産の価格変動リスクを反映する場合は信用リスクではないとも受け取れる表現がある<sup>6</sup>。
22. しかしながら、債務者がプロジェクトから得られるキャッシュ・フローを原資に資金返済を行っており、ノンリコースの条件も含めて高いリスクを反映した金利設定が行われているのであれば、プロジェクトリスクや担保資産の価格変動リスクは、債務者の信用リスクを表わしていると考えられる。したがって我々は、金融資産に含まれるプロジェクトリスクや担保資産の価格変動リスクを、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価上は、信用リスクの一部とみなし得ることを確認したい。

**質問 10:** 本修正提案は事業モデルの評価に関する原則を適切に伝えているか。そうでない場合、理由は何か。代わりにどのような提案をするか。

**質問 11:** 本修正提案は、3つの事業モデルの区別の方法（事業モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することなのかどうかの判定を含む）について、十分な適用ガイダンス及び設例を提供しているか。それらの事業モデルを説明するために示したガイダンス案に同意するか。そうでない場合、理由は何か。

23. 我々は、金融資産が契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たす場合、当該資産が管理されている事業モデルに応じて、当該資産を 3 区分（償却原価、FV-OCI、FV-NI）に分類するというアプローチを支持する。キャッシュ・フローを回収する方法が、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの回収を通じてなのか、当該金融商品の売却を通じてなのか、その両方なのかによって当該資産の分類を決定することで、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上で有用な情報を提供すると考えられる。したがって、本修正提案は事業モデルの評価に関する原則を適切に伝えていると考える。

*（事業モデルを判定する客観的な証拠）*

24. 本公開草案の 825-10-55-28 項では、事業モデルの判定に関連性のある客観的な証拠の例として、事業の業績が経営幹部に報告される方法や、事業の管理者が報酬を与えられる方

---

スのローンには、通常、ノンリコースの条件が付される場合が多いと認識している。

<sup>6</sup> 我々は、IFRS 第 9 号 B4. 1. 17 項において、金融資産がノンリコースであること自体は、必ずしも契約上のキャッシュ・フロー特性の条件を満たすことを妨げないとされていることを認識している。

法等が挙げられている。しかしながら、どのような場合にどの事業モデルの証拠となり得るのか、提案されている適用ガイダンスや設例からは必ずしも明確ではないものもある。基準上、厳密な区別をすることは困難であると考えられるが、例えば、以下のように体系的に整理したものを典型的な例として示すことで、各々の事業モデルの違いをより際立たせることができ、適用上の判断に資すると考えられる。

客観的証拠	FV-NI 区分	FV-OCI 区分	償却原価区分
キャッシュ・フローの回収の方法	通常は売却	売却と保有による契約上のキャッシュ・フロー回収の両方	通常は保有による契約上のキャッシュ・フロー回収
売却の理由	売却益の獲得	信用度の悪化への対応、売却益の獲得、日常的な流動性の確保、デュレーションマッチング	信用度の悪化への対応、非常時の流動性の確保、予期せぬ資金ニーズへの対応、法律・規制の要求の変更への対応
売却の頻度	頻繁	場合による (ALM のポジション等状況に左右される)	通常、稀
売却の数量	多い	場合による (ALM のポジション等状況に左右される)	通常、多くない
業績評価や業績が経営幹部に報告される方法	主に公正価値に着目	公正価値と、利息収入及び信用度の両方に着目	主に利息収入及び信用度に着目 (公正価値を参照する場合も参考程度)
公正価値を利用する場合の対象期間	短期	中長期	参照する場合でも長期
管理者報酬の決定方法	公正価値がより直接的に関連	公正価値と、利息収入及び信用度の両方が関連	利息収入及び信用度がより直接的に関連 (公正価値は通常、関連がない)

(分類変更の例)

25. 提案されている適用ガイダンス案には、企業結合や事業の撤退等、分類変更の極端な例のみ示されている<sup>7</sup>。さらに、事業モデルの判定に関する客観的証拠の例も示されていることから、事業が管理される方法や業績が報告される方法、管理者に報酬が与えられる方法の変更も、事業モデルの変更の原因になると解釈し得る。したがって、事業が管理される方法等の変更起因する事業モデルの変更（したがって、分類変更）の例も適用ガイダンスに加えることで、関係者の理解に資すると考えられる。ただし、分類変更を生じるような事業モデルの変更は極めて稀にしか起こらないと予想されるという本公開草案で示されている考え方を前提とすべきである。

**質問 15:** 本修正提案では、現行の US GAAP における無条件の公正価値オプション（本ガイダンス案の範囲に含まれる金融商品について）を廃止して、代わりに、公正価値で測定して公正価値のすべての変動を純損益に認識することを、下記のすべてについて、選択することを認めるとしている。

- a. 企業が下記の両方に該当する場合の、金融資産と金融負債のグループ
  - 1. 当該金融資産及び金融負債（デリバティブである場合もある）に係る純額エクスポージャーを、公正価値ベースで管理している。
  - 2. それに基づく情報を報告企業の経営者に提供している。
- b. 所定の要件に該当する混合金融負債
- c. 契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たし、契約上のキャッシュ・フローの回収のための金融資産の保有と金融資産の売却の両方を目的とする事業モデルの中で管理されている金融資産

これらのオプションは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでない場合、理由は何か。

26. 本来、公正価値オプションは、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性及び当該資産が管理される事業モデルに基づいて分類及び測定を行うという本公開草案の考え方と整合しない例外規定である。このため、公正価値オプションは無条件に認められるべきでなく、適用を認める場合でも、要件が満たされる場合に限定すべきと考えられる。この観点からは、FV-OCI で測定される金融資産に無条件の公正価値オプションを認める 825-30-15-4 項の要件を規定すべきでないと考える。

<sup>7</sup> 我々は、提案されているガイダンス案（825-10-55-86 項）は、IFRS 第 9 号 B4.4.1 項の例を参照しているものと認識している。



**質問 18:** 本修正提案では、償却原価で測定する金融資産のうち事後に売却目的に識別されたものを、引き続き減損控除後の償却原価で測定するものに分類することを要求するものとし、売却が完了するまでは利得の認識を禁止するとしている。この分類及び測定の要求事項に同意するか。同意しない場合、理由は何か。

27. 本公開草案は、個別商品のレベルではなく、ポートフォリオのような高いレベルの集計で評価されることになる事業モデルに基づいて金融資産の分類を判定するという、分類及び測定モデルの原則を提案している。しかし、質問 18 で提案されている取扱いは、個別の又はプールとして売却することを決定した金融資産について異なる取扱いを要求することにつながり、分類及び測定モデル内での一貫性を欠くことになる。したがって我々は、当該取扱いを設けるべきではないと考える。

28. また、たとえ当該取扱いを規定しなかったとしても、825-10-55-31 項によれば、償却原価に分類される金融資産の売却は主として信用リスク管理によると考えられるので、適時に金融資産の減損処理が実施されれば、損失を繰り延べることにはならない。したがって我々は、当該取扱いのように金融資産の償却原価（減損控除後）と公正価値との差額の全額を減損として認識するという、一般的な減損損失の規定に対する例外を設ける必要はないと考える。さらに、当該取扱いに従うと、稀と考えられるが、その後、売却目的でなくなった場合の取扱いも付け加える必要があり、複雑性が増すことにもなる。

29. ただし、近い将来において売却を予定している資産について、売却時に認識されるであろう損益に関連性のある情報を財務諸表利用者が把握できるという観点から、例えば、報告日現在の当該資産の償却原価及び公正価値の開示を求めることは考え得る代替案である。

**質問 21:** 本更新書案における修正によれば、混合金融資産は、サブトピック 815-15 に基づく分離について検討する必要がなくなり、全体として分類の要求事項案に基づいて評価することとなる。これと対照的に、混合金融負債は、サブトピック 815-15 に基づいて分離及び区分処理について検討することとなり、金融負債である主契約は本修正提案の対象となる。この提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。代わりにどのような提案をするか。

30. 我々は、分離要件の廃止により金融商品会計基準の簡素化に繋がるとの意見があることは認識しているが、混合金融資産についても一定の場合に分離処理を要求すべきであると考えている。

31. 分離処理をすることで、ある商品が異なるリスク特性を有する要素で構成されているという経済的な実態を忠実に表現することに資すると考えられる。1 つの契約の中で複数の要

素を分割する取扱いは、FASB の他のプロジェクト<sup>8</sup>でも取り入れられているものである。さらに、混合金融商品が金融資産か金融負債かにより分離の取扱いに差異があると、会計基準や財務諸表の理解可能性の低下をもたらすおそれがある。

32. また一部の金融機関は、混合金融商品の組成を日常的に行っているため、デリバティブが単独商品か組込商品かにかかわらず、一貫した会計処理を行う方が、ストラクチャリングの機会の抑止とデリバティブの会計処理の比較可能性にもつながる。さらに、こうした金融機関では、組込要素部分を含むデリバティブのポートフォリオを、マーケットのデリバティブを利用してリスク管理しているため、両者を FV-NI で測定することで、複雑なヘッジ会計に依ることなく、会計上のミスマッチの発生を抑えることが可能となる。
33. 分離の手法としては、混合金融資産と混合金融負債の両方とも Principal & Interest (P&I) 手法<sup>9</sup>が検討に値すると考えている。P&I 手法とは、商品の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて、元本及び利息の部分を主契約部分として、それ以外の部分を組込要素として分離を行うものである。P&I はより原則ベースの手法であり、金融資産の分類モデルと一貫性もあるため、実務の複雑性の軽減が期待できる。
34. なお、P&I 手法は、主契約部分とその他の部分の識別に過度の柔軟性が生じる懸念がある。このため、そうした懸念を和らげるため、主契約と組込要素が別個に管理されていること、組込要素と類似の特徴を有するデリバティブ商品を独立でも取引しており、そのデリバティブ商品と組込要素が集合的に管理されていることなどの要件を含めることが適切であると考えている。
35. このような規律を設けることにより、個々の商品の集合体（ポートフォリオ等）に対して首尾一貫的に行われている企業の内部管理の実態を会計処理に反映できるとともに、分離処理が個々の商品に対する企業の意図ではないことを明確にすることもできる。

**質問 22:** 本修正提案では、事業モデルの変更が生じた場合には金融資産の分類変更を要求するとしており、当該変更をその後どのように会計処理すべきかを定めている。分類変更に関する修正提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。

(分類変更日)

36. FASB の提案では、分類変更日は「事業モデルの変更のあった報告期間の末日」とされ、IFRS

---

<sup>8</sup> 例えば、収益認識プロジェクトにおける別個の履行義務の識別、保険契約プロジェクトにおける投資要素のアンバンドリング、負債と資本の区分プロジェクトにおける負債要素と資本要素の区分の表示がある。

<sup>9</sup> Principal & Interest 手法は、両審議会が分離処理について議論した 2012 年 4 月 17 日の合同会議で使用されたスタッフ・ペーパー 6D/140B で検討されていた。

第9号では、分類変更日は「事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日」とされている。しかしながら我々は、分類変更日は「事業モデルの変更のあった日」とすべきであると考えている。

37. 我々の見解の理由の1つは、FASB 又は IASB の要件に基づいて事業モデルの変更の事実が生じた時点とは異なる時点で企業が会計処理を求められる場合、金融資産が管理されている事業モデルを忠実に表現しない会計処理を分類変更日まで継続する必要が生じることである。これは、ミスリーディングな情報の提供につながるおそれがある。さらに、企業の四半期報告等の期中報告の頻度により、事業モデルの変更の影響が財務諸表に反映されるタイミングが異なることとなる。
38. 我々は、両審議会が、企業が事業モデルの変更日を恣意的に選択する可能性があることを懸念していることを認識している。この懸念は、事業モデルの変更がどの程度限定的であるべきかに関係する。しかしながら、FASB の提案や IFRS 第9号の下では、事業モデルの変更は極めて稀にしか起こらないと予想されており、企業の上級経営者が外的又は内的な変化の結果として判断しなければならず、企業の営業にとって重要で、外部当事者への実証が求められる事象であり、透明性を確保する開示も要求される。さらに我々は、これらの取扱いに加えて、以下に述べる事業モデルの変更のタイミングを客観的に認識する仕組みを取り入れることで、恣意的な選択の懸念に十分に対処できると考えている。

(事業モデルの変更のタイミング)

39. 前項に記載のとおり、事業モデルの変更は極めて限定的であることが想定されている。しかしながら、事業モデルの変更がいつ起こるかについて、いまだ曖昧さが残っている。例えば、以下のような事業モデルの変更のタイミングの選択肢が考えられる。
- (a) 企業の上級経営者が、事業モデルを変更するという意思決定を行う時。関連する実務の変更は、同じ期間に発生することもあれば、将来の期間に発生することもある。
  - (b) (a)の意思決定を踏まえて、新たな事業モデルに基づく新たな組織やシステムが実際に稼働する時
  - (c) 新しい取引が新たな事業モデルの下で実際に開始される時
40. (a)を事業モデルの変更のタイミングとみなすことは、適切ではないかもしれない。意思決定の時期によっては、金融資産が依然として従前の事業モデルに基づいて管理されているという実態を反映しない会計処理が生じる可能性があるからである。
41. 一方で、いったん新たな組織やシステムが稼働すると、新たな取引が開始されるかにかかわらず、既存の資産及び負債は新たな事業モデルに基づく管理がすでに行われているので、(c)を事業モデルの変更のタイミングとみなすことも適切ではないかもしれない。

42. したがって我々は、事業モデルの変更のタイミングは、通常、(b)に基づくことが適切であると考えている。その場合においても、関連するすべての事実及び状況を考慮して判断する必要があり、その事実及び状況によっては、(b)以外の合理的な状況が事業モデルの変更のタイミングとみなされる可能性はある。しかしながら、少なくとも、事業モデルの変更がいつかを、会社の意思決定を示す文書に明記する必要があると考えられる。

\*\*\*\*\*

我々のコメントが、当プロジェクトにおけるFASBの今後の審議に貢献することを期待する。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 副委員長

金融商品専門委員会 専門委員長